

岐阜地方最低賃金審議会の意見に関する公示

岐阜労働局一般公示第4号

令和4年8月5日岐阜地方最低賃金審議会から岐阜県最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第11条第1項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、岐阜県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者(これらの者の団体を含む。)であって、当該最低賃金の改正決定についての意見に異議があるものは、同法第11条第2項及び最低賃金法施行規則(昭和34年労働省令第16号)第8条の規定に基づき令和4年8月22日までに岐阜労働局長あて(岐阜市金竜町5丁目13番地)異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和4年8月5日

岐阜労働局長 大地 直美

印

記

岐阜県最低賃金の改正決定に係る岐阜地方最低賃金審議会の意見の要旨

岐阜県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 適用する地域
岐阜県の区域
- 適用する労働者
前号の地域内の事業場で使用される労働者
- 適用する使用者
前号の労働者を使用する使用者
- 第2号の労働者に係る最低賃金額
1時間 910円
- この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 効力発生の日
令和4年10月1日